

●香川県告示第325号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年8月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
3712014095	東明訪問介護センター (変更前) さぬき市寒川町石田西 2296番地5 (変更後) さぬき市大川町南川 343番地2	有限会社東明商事 代表取締役 三好勝代 さぬき市大川町南川343 番地2	平成22年7月 15日	居宅介護 重度訪問介護